

各位

会社名 株式会社ゼットン 代表者の役職名 代表取締役社長 鈴木 伸典 (コード番号:3057 名証セントレックス) 問い合せ先 財務経理部長 森 充 電話番号 03-6865-1450(代表)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株発行」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

| (1) | 払 込 期 日 | 平成 30 年 7 月 9 日 |
|-----|-----------|-----------------------|
| (2) | 発行する株式の種類 | 当社普通株式 1,800 株 |
| | 及び数 | □ □ 化育进休氏 1,000 休 |
| (3) | 発 行 価 額 | 1 株につき 997 円 |
| (4) | 発行価額の総額 | 1,794,600 円 |
| (5) | 募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による。 |
| (6) | 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による。 |
| (7) | 割当ての対象者及び | |
| | その人数並びに割り | 当社の取締役 1名 1,800 株 |
| | 当てる株式の数 | |

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成29年4月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議し、また、平成29年5月25日開催の当社第22回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役について年額3千万円以内(うち社外取締役500万円以内)として設定すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から3年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、第24期事業年度(平成30年3月1日~平成31年2月28日)の報酬として、当社の取締役1名(社外取締役を除く。以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権1,794,600円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式1,800株を割り当てることを決議いたしました。なお、割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における割当対象者の貢献度及び第24期事

業年度における職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成30年7月9日~平成33年7月8日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、 当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、 遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当 社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てら れた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を、当該退任の時点をもって、当然に無 償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。) において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある 場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといた します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について 記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座 に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式 交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組 織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認 された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当 株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の 直前時をもって譲渡制限を解除するものといたします。 この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(平成30年6月21日)の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値である997円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

以上